

広島県水道広域連合企業団管理規程第43号

広島県水道広域連合企業団損失補償事務取扱規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団損失補償事務取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）が施行する公共事業に伴う、土地、土地収用法（昭和26年法律第219号）第5条に掲げる地上権、抵当権、漁業権等の権利、同法第6条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件及び同法第7条に掲げる土石砂れき（以下「土地等」という。）の取得、使用又は権利の消滅若しくは制限（以下「取得等」という。）に対する補償に係る事務の取扱いに関する大綱を定め、もってこれらの損失補償事務の適正な執行の確保と公共事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(損失補償基準)

第2条 企業団が施行する公共事業に伴い、土地等の取得等に対して損失補償を必要とする場合の補償の基準は、公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（昭和37年6月29日閣議決定）及び国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成13年国土交通省訓令第76号）等を勘案し、企業長が別に定める。

2 企業団が施行する公共事業に伴い、土地収用法その他の法律により土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供されている公共施設等に対して損失補償を必要とする場合の補償の基準は、公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱（昭和42年2月21日閣議決定）及び国土交通省の直轄の公共事業の施行に伴う公共補償基準（平成13年国土交通省訓令第77号）等を勘案し、企業長が別に定める。

(事務処理)

第3条 企業団が施行する公共事業に伴う損失補償事務は、企業団事務局本部において処理するものとする。

2 企業長は、前条の規定による損失補償基準の適用及び運用等に係る事務を統括するものとし、損失補償事務について、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

3 企業長は、企業団が施行する公共事業に伴い、漁業補償が必要であると認めるときは、その補償の内容及び手続に関して企業団漁業補償審査会の審査を受けなければならない。

(漁業補償審査会)

第4条 企業団が施行する公共事業に伴う漁業補償事務の公正かつ適正な執行を図るため、企業団漁業補償審査会を設置する。

2 企業団漁業補償審査会は、漁業補償の内容及び手続に関して審査を行い、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

3 企業団漁業補償審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(予算説明)

第5条 企業団の各事務所は、10億円以上の漁業補償費を伴う公共事業については、企業団議会開会前の全員協議会において、提案見込事項として次に掲げる事項に係る説明資料を作成して予算説明を行うものとする。

- (1) 事業名
- (2) 起業者
- (3) 事業概要
- (4) 補償対象漁業協同組合名及び組合員数
- (5) 漁業の種類
- (6) 補償項目
- (7) 補償見込額
- (8) 企業団漁業補償審査会審査年月日

2 企業団の各事務所は、10億円未満の漁業補償費を伴う公共事業であっても、当該事業の重要性に応じ必要と認めるときは、前項に準じて予算説明を行うものとする。

(漁業補償の公表)

第6条 企業団の各事務所は、公共事業の施行に伴い漁業補償を行ったときは、補償額の算定内容等について、被補償者のプライバシーの侵害及び他の漁業補償への影響等を総合的に勘案して、可能な限り公表に努めるものとする。

(関係機関との連携)

第7条 企業団の各事務所は、海面の埋立てを伴う公共事業で漁業補償事務を伴う場合又は大型プロジェクト事業若しくはこれに関連する事業で損失補償事務を伴う場合においては、国その他の関係機関と緊密な連絡を保ち、適正に事務を行うよう努力するものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。